

## 【共生型サービスの報酬・基準について(案)に対する意見】

2017.12.1  
全日本ろうあ連盟

社保審一介護給付費分科会

第155回 (H29.12.6)

参考資料 1

- ①65歳以上でも従来通りに障害福祉サービスが使えるようにする必要がある。
- ②障害者が高齢者になって介護保険に切り替わる際に事業所の報酬が大きく減ることは65歳問題への対応という制度趣旨に照らして適切ではないことから、障害報酬の水準を担保する必要がある。  
※障害報酬の加算部分も含める。例えば、視覚聴覚の加算は障害報酬にはあっても介護保険にはない等。
- ③ろう者・聴覚障害者は、意思形成・意思伝達・意思決定のコミュニケーション支援(手話を含む)促進のための制度設計が必要である。手話通訳士など現人材起用促進、雇用支援機構の助成金制度の例などが考えられる。
- ④ろう者・聴覚障害者の社会資源は極めて少なく、この対策を特別に推進する配慮が必要である。
- ⑤多くのろう者・聴覚障害者は65歳問題を知ることが無いので、丁寧に説明していく必要がある。

「共生型サービス」についての意見

11月29日に開催された社会保障審議会・介護給付費分科会の第153回会合において、「共生型サービスの報酬・基準について」が示されましたが、新たな仕組みによって、福祉的支援を必要とする障害のある人たちの不利益とならないよう、今後の議論に関し、以下の点について意見を申し上げます。

- 現在受けているサービスの水準が、質・量ともに低下しない仕組みとしてください。
- 障害のある人が地域で暮らすには自助・共助以上に公助の果たす役割が極めて重要であるため、公的なサービスが低下しないよう留意してください。
- 高齢者、障害者、子ども、生活困窮者等を対象とした地域共生社会の方向性の中で、それぞれの固有のニーズに対応する専門性を後退させない仕組みとしてください。
- 介護保険と障害福祉サービスの適用にあっては、支援を受ける本人の意思が最大限尊重される仕組みとしてください。
- 共生型サービスの事業指定にあたっては、事業所の選択性が担保できるよう、国から自治体へのご指導をお願いいたします。

### 共生型サービスについて（意見）

本会は、障害者の「働く・くらす」を支えることを目的に、障害者に対し福祉的就労の機会を提供する社会就労センターを会員とする組織です（全国の約 1,600 の就労継続支援（A型・B型）事業所、就労移行支援事業所、生産活動を実施する生活介護事業所等が加盟）。就労支援へのニーズの高い高齢の障害のある利用者には必要にサービスを提供するかという視点で、11月29日に開催された第153回社会保障審議会・介護給付費分科会の資料（「共生型サービスの報酬・基準について」）に対して、3点（① **障害福祉サービスと同等の量・質の確保、② 個別事情に応じた支給決定、③市町村による一律な指導が行われないよう徹底**）意見を申し上げます。

- ・ 就労継続支援事業所は介護保険制度に相当するサービスがないため、主に共生型サービスの利用が想定されるのは生産活動実施の生活介護事業所の利用者です。以前は就労継続支援事業を利用して加齢による身体機能の衰え等により移った方が多く、就労支援ニーズの高い方です。
- ・ そうした方が65歳以上になると、生活介護事業は生産活動の実施の有無に限らず介護保険制度に相当するサービスがあるため、介護保険優先原則に則り介護保険サービスを利用することとなります（ただし、地域の供給量の問題や個別事情で、65歳以上でも障害福祉サービスである生活介護を利用することは、市町村の判断で認められています）。
- ・ そこで、障害特性に応じた適切なサービスを提供するために、共生型サービスの仕組みを活用し、「共生型デイサービス」の指定を受け、引き続きサービスを提供することが想定されます。その場合、介護保険側の職員配置基準等を満たせずに基準・報酬案の「Ⅱ-1」「Ⅱ-2」に該当すること可能性が高いと考えられます。
- ・ 高齢の障害のある方が65歳以上になっても、関係性のある事業所がサービスを提供できるようにとの方向性が社会保障審議会障害者部会報告書（平成27年12月）において示され、具体化するものとして共生型サービスの仕組みは設けられました。よって、基準・報酬案の「Ⅱ-1」「Ⅱ-2」に該当した場合も、**これまで障害福祉サービスとして提供していたものと同水準の量・質のサービスが提供できる仕組み（報酬等）が担保される必要があります（①）。**
- ・ 加えて、先に申しあげた**地域の供給量の問題や個別事情に応じた市町村の判断（65歳以上でも必要であれば障害福祉サービスの利用を認める）を徹底させる（②）**とともに、**65歳以上の障害のある方とその方に障害福祉サービスを提供している事業所に共生型サービスへの移行および指定を市町村が一律に指導することがないよう、選択性を担保する（③）**必要があると考えます。
- ・ 最後に、65歳以上になっても就労支援へのニーズが高い方に、必要な量と質のサービスを提供できるような環境整備をお願いします。

# 【全国身体障害者施設協議会】共生型サービスに関する意見

平成29年12月1日

- 障害福祉サービス事業所が介護保険（共生型）サービスの指定を受けるにあたっては、「障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で受けてきたサービスを継続して受けやすくする」という共生型サービス創設の趣旨を踏まえ、自治体の判断によって指定が認められないというケースが生じないようにしていただきたい。
- 共生型サービスの報酬においては、第153回社会保障審議会介護保険給付費分科会の「資料3」の5頁に記載のあるとおり、年齢に基づく給付制度の切り替えにより、事業所の報酬が大きく減ることは、65歳問題への対応という制度趣旨に照らして適切ではないため、現行の障害福祉サービス等報酬の水準、事業所のサービスの質の水準を担保していただきたい。
- 共生型サービスの指定にかかる「定員」の考え方を明確にしていきたい。
- 障害福祉サービスと介護保険サービスの双方にまたがる会計処理の簡素化をお願いしたい。
- 「Ⅱ-1」の要件である「介護サービスの質と専門性」については、これまでの障害福祉サービス事業所が提供しているサービスの質と乖離するものとならないようにしていただきたい。